

Q211. 除外賃金としての性質を有する「住宅手当」とはどのような手当のことをいうのですか。

除外賃金としての性質を有する「住宅手当」とは、住宅に要する費用に応じて算定される手当のことをいいます。

したがって、全社員に一律に定額で支給することとされているようなものは、除外賃金としての性質を有する「住宅手当」には該当せず、残業代（割増賃金）算定の基礎賃金に入れるべきこととなります（平成11年3月31日基発170号）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎